

東京都食鳥処理衛生管理者登録講習会遵守要項

平成28年 3月31日27福保健健第1086号
改正 令和元年11月26日31福保健健第1392号
改正 令和3年 1月25日 2 福保健健第1843号
改正 令和5年 6月26日 5 福保健健第577号
改正 令和5年11月27日 5 保医健健第646号

第1 登録申請に関する事項

1 登録を受けようとする食鳥処理衛生管理者登録講習会（以下「登録講習会」という。）の実施者は、登録申請書に次の事項を記載した講習会実施計画書を添えて、登録を受けようとする日の2か月前までに、知事に提出しなければならない。

なお、募集を開始する日を勘案して時間的に十分な余裕を持って申請すること。

- (1) 講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 欠格条項（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号。以下「令」という。）第9条各号）のいずれかに該当する事実の有無
- (3) 法人にあっては、役員の氏名、住所及び略歴
- (4) 講習会場の名称及び所在地
- (5) 実習を行う場所の名称及び所在地
- (6) 講習会の実施期間及び日程
- (7) 受講予定人員
- (8) 講習科目及び時間数
- (9) 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数

2 講習会実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 講習会場（実習を行う場所を除く。）の名称及び所在地
（2回以上に分けて開催するときは、第1回、第2回の順に記入すること。）
- (2) 実習を行う場所の名称及び所在地
- (3) 実施期日及び日程
（2回以上に分けて開催するときは、各回ごとに区別して記入すること。）
- (4) 受講予定人員
- (5) 受講料
- (6) 講習科目、時間数及び講師

3 登録申請書及び講習会実施計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実施者が個人の場合は、住民票の写し
- (2) 実施者が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (3) その他参考資料
 - ア 登録講習会実施要領等
 - イ 修了証明書の様式等
 - ウ 連絡窓口（担当課／担当者／電話番号等）
- 4 登録講習会の登録申請書及び講習会実施計画書の作成に当たっては、別紙第1号様式を参照すること。
- 5 登録申請書及び講習会実施計画書の提出をもって、令第11条第3項の規定による都道府県知事への届出を行ったものとみなすので、その内容に変更のない限り、登録を受けた後に改めて届け出る必要はない。
- 6 登録講習会終了後、実施者は、次の事項を記載した実施状況報告書を1か月以内に知事に提出すること。実施状況報告書の作成に当たっては、別紙第4号様式を参照すること。
 - (1) 講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 講習会の名称
 - (3) 講習会の実施期間及び日程
 - (4) 講習会場の名称、所在地及び実施日程
 - (5) 実習を行う場所の名称、所在地及び実施日程
 - (6) 受講者数及び修了者数
 - (7) 講習科目及び時間数
 - (8) 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数
 - (9) 登録講習会収支予算書
 - (10) 登録講習会収支決算書
 - (11) 受講状況等
 - (12) 登録講習会修了者名簿
- 7 登録申請に関する手数料の徴収及び名称、額並びに徴収時期は、東京都保健医療局関係手数料条例（平成12年東京都条例第87号）及び同条例別表14による。
- 8 登録前の講習会の開催案内及び受講生募集は行わないこと。

第2 変更の届出に関する事項

- 1 登録講習会において、次の事項を変更しようとするときは、変更をしようとする日の2週間前までに、変更の内容を記載した届出書を知事に提出すること。
 - (1) 登録講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 登録講習会の実施期間
- 2 前項の届出が、登録講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）に係るものは、新た

な実施者に関して、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実施者が個人の場合は、住民票の写し。
 - (2) 実施者が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類。
- 3 登録講習会の変更の届出書の作成に当たっては、別紙第2号様式を参照すること。

第3 登録講習会の業務の休止又は廃止の届出に関する事項

- 1 登録講習会の業務の休止又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の2週間前までに、次の事項を記載した届出書を知事に提出すること。
 - (1) 登録講習会の名称及び所在地
 - (2) 休止又は廃止の理由
 - (3) 休止の予定期間又は廃止の予定期日
- 2 第1項の登録講習会の業務の休止又は廃止の届出書の作成に当たっては、別紙第3号様式を参照すること。

第4 登録基準等

- 1 講習会の課程に関する事項
 - (1) 下記表の左欄に掲げる科目を教授し、その時間数が右欄に掲げる時間数以上であること。

なお、最低基準であるから、できる限りこれ以上の科目及び時間数により実施することが望ましい。

科目	時間数
公衆衛生学概論	4時間
食鳥検査関係法令	4時間
家きん解剖・生理学	2時間
家きん疾病学	6時間
食鳥肉衛生学	6時間
関連法令	2時間

- (2) 講習科目の内容は、次を標準としたものであること。

- ア 公衆衛生学概論
公衆衛生と衛生行政
感染症・食中毒
給水設備の衛生管理
廃棄物・排水
公害防止
ねずみ・昆虫対策
- イ 食鳥検査関係法令
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律

第70号)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号）

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）

食鳥処理衛生管理者の責務

ウ 家きん解剖・生理学

食鳥の種類

外部器官とその機能

骨格・筋肉・脈管系

食鳥の内部構造

消化器官とその機能

呼吸器官とその機能

泌尿・生殖器官とその機能

エ 家きん疾病学

家きんの感染症（ウイルス、クラミジア、細菌、真菌、寄生虫・原虫、その他）・非感染症・異常

食鳥検査の方法（基準適合の確認）

オ 食鳥肉衛生学

食鳥処理場の施設・設備等の衛生管理

衛生的な食鳥処理

従事者の衛生管理

教育訓練

H A C C P

カ 関連法令

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）

と畜場法（昭和28年法律第114号）

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

※ 上記イに掲げる法令については、便宜上、本文中の略称規定の有無にかかわらず、題名及び法令番号を表記している。

- (3) 講師は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において上記に掲げる科目に相当する学科を担当している者、国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区において食品衛生行政若しくは食品衛生に関する試験業務に従事している者又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認められる者であること。
- (4) 学校教育法に基づく中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は食鳥処理の事

業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号。以下「規則」という。）第6条各号に掲げる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事した者であることを受講資格とするものであること。

- (5) 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により課程修了の認定を適正に行うものであること。
- (6) 講習会の受講修了者（全講習時間の90パーセント以上の時間を出席し、かつ、各科目についてその講習時間の50パーセント以上を出席した者に限る。）に対しては、別紙様式を参考に、修了書を交付すること。
- (7) デジタル技術を活用する場合には、不正受講対策や講習の理解度を適切に測ることのできる機能があること。

2 欠格条項に関する事項

申請者が次の各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (1) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「法」という。）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 令第17条の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (3) 法人であって、その業務を行う役員のうち（1）又は（2）のいずれかに該当する者があるもの

附 則

- 1 この要項は、平成28年3月31日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要項の施行の際、現に登録申請書等の提出などの手続を行っていたものについては、平成27年4月1日に遡及して適用する。

附 則

この要項は、令和元年11月26日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年12月1日から施行する。

別紙様式

修了書

氏名

年 月 日生

右の者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第12条第5項第4号に規定する都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了したことを証明する。

年 月 日

講習会主催者名

第 号

別紙第1号様式（食鳥処理衛生管理者登録講習会 第1の4関係）
（登録申請書）

文 書 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（実施者住所・所在地）

（実施者氏名・名称）

（代表者氏名）

食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録について（申請）

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号による食鳥処理衛生管理者登録講習会として登録を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第8条に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

※登録を受けようとする日の2か月前までに申請

別紙第1号様式（食鳥処理衛生管理者登録講習会 第1の4関係）
（登録講習会実施計画書）

講習会実施計画書

- 1 目的
- 2 登録を受けようとする講習会の名称
- 3 講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 4 欠格条項（令第9条各号）のいずれかに該当する事実の有無
- 5 法人にあっては、役員の氏名、住所及び略歴
- 6 講習会場の名称及び所在地
（2回以上に分けて開催するときは、第1回、第2回の順に記入すること。）
- 7 実習を行う場所の名称及び所在地
（2回以上に分けて開催するときは、第1回、第2回の順に記入すること。）
- 8 講習会の実施期間及び日程
（2回以上に分けて開催するときは、各回ごとに区別して記入すること。）
- 9 受講予定人員
- 10 受講料
- 11 講習科目及び時間数
- 12 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数
- 13 添付資料
 - (1) 実施者が個人の場合は、住民票の写し
 - (2) 実施者が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
 - (3) その他参考資料
 - ア 登録講習会実施要領等
（デジタル技術を活用する場合には、その内容、実施方法、機能等が確認できる書類も添付すること。）
 - イ 修了証明書の様式等
 - ウ 連絡窓口（担当課／担当者／電話番号等）

別記第2号様式（食鳥処理衛生管理者登録講習会 第2の3関係）
（変更届出書）

文 書 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（実施者住所・所在地）

（実施者氏名・名称）

（代表者氏名）

食鳥処理衛生管理者登録講習会の変更届出書

食鳥処理衛生管理者登録講習会に係る登録内容の変更について、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第12条の規定に基づき、届出いたします。

- 1 登録講習会の名称及び所在地：
- 2 変更の内容：
変更前：
変更後：
- 3 変更年月日： ○年○月○日
- 4 変更の理由：

（別添資料）

- ① 役員名簿
- ② 住民票の写し
- ③ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- ④ 議事録
- ⑤ その他必要事項を確認する資料

※変更しようとする日の2週間前までに提出

別紙第3号様式（食鳥処理衛生管理者登録講習会 第3の2関係）
（業務の休止又は廃止届出書）

文 書 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（実施者住所・所在地）

（実施者氏名・名称）

（代表者氏名）

食鳥処理衛生管理者登録講習会の業務の休止又は廃止の届出書

食鳥処理衛生管理者登録講習会の業務を休止又は廃止したいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第13条の規定に基づき、関係書類を添えて届出いたします。

- 1 登録講習会の名称及び所在地
- 2 業務の休止又は廃止理由
- 3 業務の休止又は廃止しようとする予定期間は予定期日
- 4 その他参考となるべき事項

（別添資料）

- ① 議事録
- ② その他必要事項を確認する資料

※業務の休止又は廃止しようとする日の2週間前までに提出

別紙第4号様式（食鳥処理衛生管理者登録講習会 第1の6関係）
（登録講習会実施状況報告書）

文 書 番 号
年 月 日

東京都知事 殿

（実施者住所・所在地）

（実施者氏名・名称）

（代表者氏名）

食鳥処理衛生管理者登録講習会の実施状況について（報告）

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号による食鳥処理衛生管理者登録講習会を終了しましたので、関係書類を添えて報告いたします。

※講習会終了後、1か月以内に提出

別紙第4号様式（食鳥処理衛生管理者登録講習会 第1の6関係）
（登録講習会実施状況報告書）

講習会実施状況報告書

- 1 講習会の名称
 - 2 講習会の実施期間及び日程
（2回以上に分けて開催するときは、各回ごとに区別して記入すること。）
 - 3 講習会場の名称、所在地及び実施日程
（2回以上に分けて開催するときは、第1回、第2回の順に記入すること。）
 - 4 実習を行う場所の名称、所在地及び実施日程
（2回以上に分けて開催するときは、第1回、第2回の順に記入すること。）
- ※ 講習会場と実習を行う場所が同一の場合は、1項目に記載しても差し支えない。
- 5 受講者数及び修了者数
 - 6 講習科目及び時間数
 - 7 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数
 - 8 登録講習会収支予算書
 - 9 登録講習会収支決算書
 - 10 受講状況等
（出席状況や各講習科目の筆記試験等の実施状況など）
 - 11 登録講習会修了者名簿